

静岡県告示第392号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条5項に規定する御前崎港港湾施設を次のように変更したので、同法第12条第5項の規定に基づき告示する。

令和7年5月20日

御前崎港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 鈴木 康 友

1 概要を変更した施設

(1) 変更前

種 類	名 称	位 置	能 力 ・ 構 造
上屋（6級）	中央埠頭1号上屋	御前崎市港	有効面積 840 m ² 鉄筋コンクリート
上屋（6級）	中央埠頭2号上屋	御前崎市港	有効面積 1,680 m ² 鉄筋コンクリート

(2) 変更後

種 類	名 称	位 置	能 力 ・ 構 造
上屋（7級）	中央埠頭1号上屋	御前崎市港	有効面積 840 m ² 鉄筋コンクリート
上屋（7級）	中央埠頭2号上屋	御前崎市港	有効面積 1,680 m ² 鉄筋コンクリート

2 変更年月日

令和7年7月1日